

留意事項について

1. 国保連合会に対するデータ提供における留意事項

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

介護サービス事業所から都道府県へ提出が求められている「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、今回の介護保険法改正及び介護報酬見直しに伴い、介護予防サービスの追加、介護サービスの報酬の算定要件の変更、新たな加算等の追加等に伴う変更が行われる予定であります。

なお、地域密着型サービスの「介護給付費算定に係る体制等一覧表」については、地域密着型事業所から市町村へ提出され、市町村から都道府県に提供されることとなるが、都道府県においては、地域密着型サービスについても、当該体制等に関する届出内容を反映させた事業所台帳を国保連合会へ提供することとなります。（※指定事務の取り扱いと同様）

※「地域密着型サービスにかかる指定事務等について」（平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料）

○都道府県における留意事項

①届出項目の追加・変更に関する留意点

新たに追加された届出項目等において、報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること。（別紙1「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」参照のこと。）

②事業所台帳への変更項目の確実な反映

介護予防・介護サービスについては、事業所台帳の項目変更に伴う旧事業所台帳からの移行においては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行い、また様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映する留意すること。

また、地域密着型サービスについてはその旨、市町村へ指導すること。

③国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会における審査にも使用するものであることから、国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報の提供については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

また、地域密着型サービスについても、市町村から提供された情報に基づき、国保連合会への提供を的確に行うこと。

④WAMネットへの情報提供

WAMネットへの介護保険指定事業者情報の提供については、介護予防サービス事業者情報の他、地域密着型サービス事業者情報についても適切に行うこと。

2. その他の留意事項

○要支援状態にある者にかかる平成18年4月1日以降の取扱いについて

- ① 現行の要支援者については、改正法附則第8条の規定により、平成18年4月1日以降は、要介護認定を受けた者とみなすこととされている。

当該者については、同年3月31日以前に、既に「要介護状態区分等」欄に「要支援」と記載している被保険者証の発行を受けているが、認定の有効期間が同年4月1日をまたぐ場合には、同日以降は「要介護状態区分等」欄に「経過的要介護」と記載した被保険者証を発行することとする。

ただし、当該者については、同日以降は要介護認定を受けた者として取り扱われることは法律上明確であることから、「要介護状態区分等」欄に「要支援」と記載している当該被保険者証を継続して使用しても差し支えないものとする。

- ② 平成18年4月1日から新予防給付の実施を行わない市町村が同日以降に認定を行う場合、要支援状態の者について経過的に要介護として取り扱う必要がある（改正

法附則第3条)。

当該者については、「要介護状態区分等」欄に「経過的要介護」と記載した被保険者証を発行することとする。

なお、「要介護状態区分等」欄への「経過的要介護」の記述については、市町村システムへの負荷(4桁→6桁への定義変更)等を考慮し、各保険者の判断により、略称(例:「経過介護」)を記述しても差し支えないものとする。

別紙1 「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取り扱い |
|----|---|---|---|
| 1 | 通所介護 | 施設等の区分 「1:単独型」 「2:併設型」 を廃止し、新たに 「3:小規模型事業所」 「4:通常規模型事業所」 「5:療養通所介護事業所」 を新設 | 従来の施設等区分とは算定要件が異なる施設等区分が存在するため、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる |
| 2 | 短期入所療養介護 ・(ユニット型)病院療養型 ・(ユニット型)診療所療養型 介護療養型医療施設 ・(ユニット型)療養型 ・(ユニット型)診療所型 | 特定診療費の算定要件等の変更に伴い、 「リハビリテーション提供体制」を再編 | 従来の届出内容とは異なる算定条件が異なるため、従来の届出内容にかかわらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる |
| 3 | 短期入所療養介護(認知症疾患型) 介護療養型医療施設(認知症疾患型) | 経過措置の終了に伴い、 人員配置区分を再編 | 従来の人員配置区分とは算定要件が異なるため、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる |
| 4 | 短期入所療養介護(ユニット型認知症疾患型) 介護療養型医療施設(ユニット型認知症疾患型) | 人員配置区分に 「5:Ⅰ型」 「6:Ⅱ型」 を新設 | 従来の人員配置区分とは算定要件が異なるため、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる |
| 5 | 特定施設入居者生活介護 | 人員配置区分に 「1:一般型」 「2:外部サービス利用型」 を新設 | 新たな届出がない場合、「1:通常型」とみなす |
| 6 | 介護老人保健施設 | 施設等区分に 「3:小規模介護保健施設」 「4:ユニット型小規模介護保健施設」 を新設 | 新たな届出がない場合は既存届出の施設等区分に応じた算定を行う |
| 7 | 共通 | その他該当する体制等の届出項目追加 | 新設された項目については、新たな届出がない場合は「対応不可」または「なし」とみなす |
| 8 | 共通 | サービス種類の新設 | 新設されたサービスについては、新たな届出がない場合は当該サービス種類の算定は不可 |